

半導体電力変換装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 B 編及び H 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

半導体電力変換装置に関する事項

改正理由

鋼船規則 H 編 2 章 2.12 及び内陸水路航行船規則 8 編 2 章 2.12 に規定する半導体電力変換装置の要件は、必要に応じてその都度改正を行ってきたが、1966 年の制定当初からの要件も現存しており、抜本的な見直しは行われていなかった。

このため、鋼船規則等の総合的な見直しの一環として、半導体電力変換装置について、これまでに得られた実績、最新技術及び知見を考慮し関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 半導体電力変換装置を形式試験の対象とし、形式試験の要件を規定した。
- (2) 半導体電力変換装置のメンテナンス性に関する要件について、装置の形式に関わらない表現に改めた。
- (3) 半導体電力変換装置が内部的に故障した場合に当該故障が外部の他の機器に影響を及ぼさないよう考慮する必要がある旨規定した。
- (4) 高調波フィルタに関する要件をシステム設計の保護の要件に移設した。

改正条項

鋼船規則 H 編 1.2.1, 2.3.13, 2.12
鋼船規則検査要領 B 編 B3.3.1
鋼船規則検査要領 H 編 H2.12.5
高速船規則検査要領 3.6.1
船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 8 編 1.1.2, 1.1.3, 1.3.2, 7 章